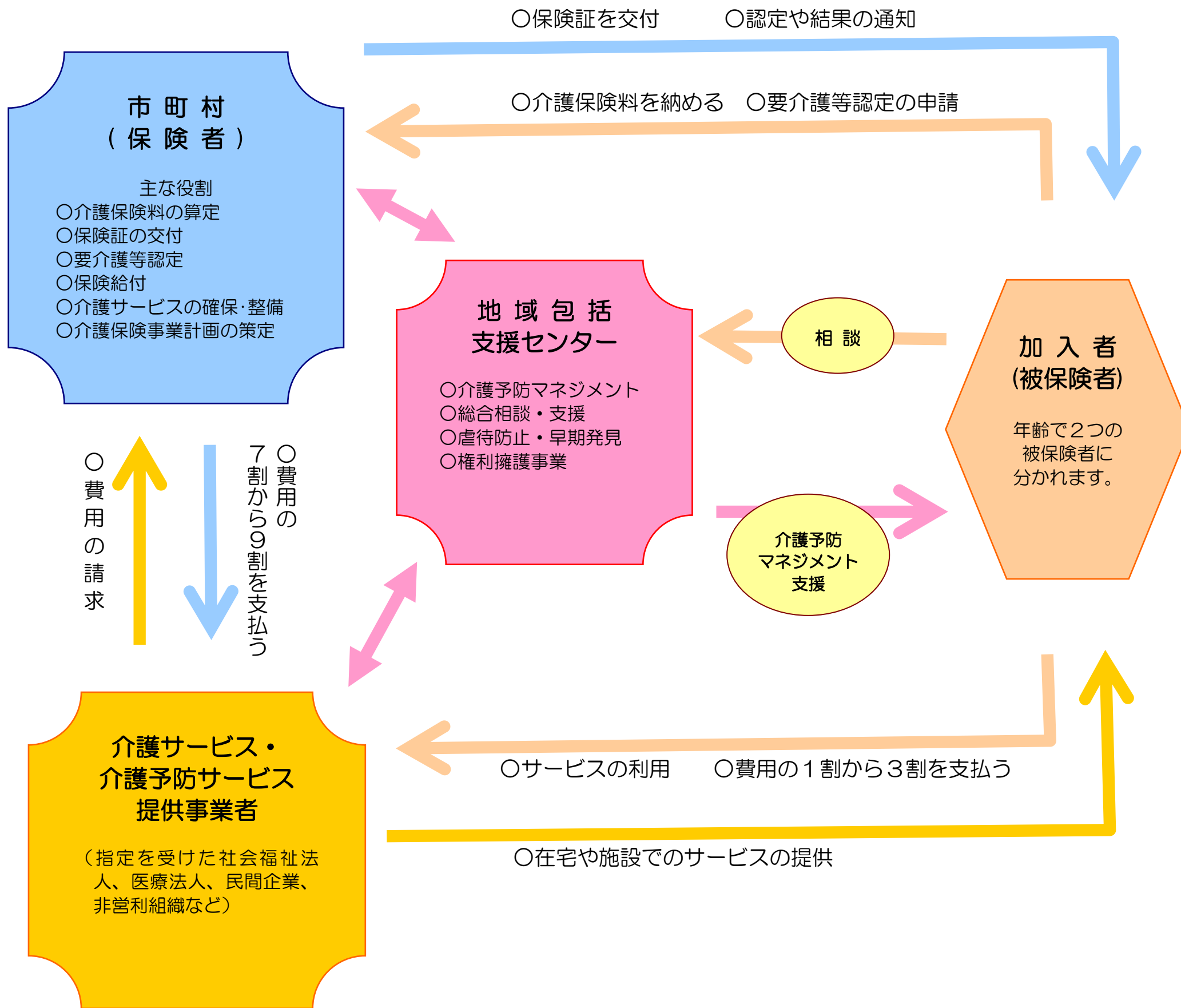


介護保険のしくみと加入者



65歳以上の方は

「第1号被保険者」

介護サービス・介護予防サービスを利用できる方。

- ・介護や支援が必要であると「認定」を受けた方。介護が必要になった原因は問われません。

介護保険の保険証

- ・65歳になると介護保険料のお知らせと一緒に交付されます。
- ・保険証は要介護認定の申請や、サービスを利用するときに必要になります。

40歳から64歳の方は

「第2号被保険者」

介護サービス・介護予防サービスを利用できる方。

- ・介護保険で対象となる病気*が原因で「要介護等認定」を受けた方。
- ・交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

***介護保険で対象となる病気(特定疾患)とは、次の16種類が指定されています。**

- ①筋萎縮性側索硬化症
- ②脳血管疾患
- ③後縦靭帯骨化症
- ④骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑤進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑥多系統萎縮症
- ⑦初老期における認知症
- ⑧関節リウマチ
- ⑨閉塞性動脈硬化症
- ⑩脊髄小脳変性症
- ⑪慢性閉塞性肺疾患
- ⑫両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ⑬糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑭脊柱管狭窄症
- ⑮早老症
- ⑯末期がん